

協定-69 地震等災害の応急対策活動の協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士会志摩支部（以下「乙」という。）とは、地震等災害時における被災建築物に対する応急業務を行うため、三重県建築物震後対策推進協議会規約第2条に基づき必要な初動活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被災建築物に対する応急業務を行うために必要とする乙の応援について、その業務を円滑かつ速やかに実施することを目的とする。

（支援協力）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）甲が指定する避難所施設の応急危険度判定
- （2）上記以外の甲が指定する市有施設の応急危険度判定
- （3）その他甲が必要とする支援

2 前項の規定により指定する被災建築物、必要とする支援は甲と乙の協議により決定するものとする。

（応急対策活動業務の基準）

第3条 前条の支援は、三重県被災建築物応急危険度判定士認定要綱により登録された判定士が、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準に従って行うものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、第2条の支援業務が必要と認めるときに、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）応急危険度判定士による安全確認支援業務の実施内容
- （3）その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、別に定める様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（協力要請の自動発動）

第5条 本市域において震度6弱以上の地震が発生した場合には、乙は甲から前条の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙は、応急危険度判定士による安全確認支援に従事したときに、甲に対してすみやかに文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、甲から要請があったときは、無償で従事するものとする。

(補償等)

第8条 甲は、第2条の規定による支援協力に対し従事したものが、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる必要な補償を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号又は第2号に従事したものにあっては、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度による。

(第三者に対する損害)

第9条 乙が第2条の規定による被災建築物の応急業務の従事に伴い、第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要事項については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

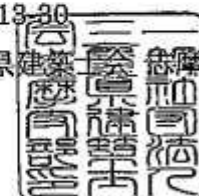
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月14日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 志摩市阿児町神明 1113-30
一般社団法人 三重県建築士会 志摩支部
支部長 片山 正司



協定-70 災害時等における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社 三重主管支店（以下「乙」という。）は、災害時等における物資輸送及び物資拠点施設の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して物資輸送及び物資拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は災害時等において必要と認めるとき、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）甲が管理する物資等の避難所等への輸送
- （2）甲の管理する物資拠点の運営管理（物資の搬出入、保管・在庫管理、受注・請求業務等）及び支援
- （3）乙の管理する施設の物資拠点としての提供と運営管理（同上）
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の規定による協力を実施する、又は予定する場合は、上記の支援協力の継続に可能な範囲内で対応するよう努めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲が前条に掲げる支援協力を受けようとするときは、必要事項を明記して、要請書（様式1）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請により実施した協力内容について、実績報告書（様式2）にて甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第5条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生による混乱沈静後、

速やかに乙に支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者等を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（情報共有及び協議）

第7条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報を共有するよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

令和4年3月23日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 四日市市中村町字半谷2293-14

ヤマト運輸株式会社 三重主管支店

主管支店長

高木 鉄



様式 1（第 3 条関係）

年 月 日

ヤマト運輸株式会社 三重主管支店
主管支店長 様

鳥羽市長

要 請 書

「災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定書」第 3 条により、
下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請理由

2 要請内容

3 要請期間

4 必要な人員及び資機材

5 担当部署、担当者名、連絡先

6 その他

年 月 日

鳥羽市長 様

ヤマト運輸株式会社 三重主管支店
主管支店長

実績報告書

年 月 日付で要請のあった業務が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 期 間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施内容

3 従事者数、従事場所、従事日数

4 担当部署、担当者名、連絡先

協定-71 災害時の医療救援活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人 鳥羽志摩薬剤師会（以下「乙」という。）とは、市内で大規模な災害が発生した場合の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鳥羽市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が実施する医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、災害時医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

（派遣の要請）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を甲が指定する救護所、避難所又は医薬品の集積場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するときは、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動に要する人数及び必要となる医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

（薬剤師班の輸送）

第4条 薬剤師班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、救護所等へ直行するものとする。ただし、災害の状況により、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所等へ行くものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の調剤、服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の仕分け・管理への協力
- (4) その他医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令は、乙の災害時医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 薬剤師班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が協

議して行うものとする。

(医薬品等)

第8条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙又は乙の会員が管理し保管する医薬品等について提供を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による求めがあったときは、これに協力するものとする。

(調剤費)

第9条 甲が設置する救護所等における応急的な医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 薬剤師班の派遣に要する費用弁償

(2) 薬剤師班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品等の実費弁償

(3) 薬剤師班が携行した医療材料等が滅失、損傷した場合の実費弁償

(4) 薬剤師班が公共交通機関等を利用した場合の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき医療救護活動に参加している間、及び救護所との往復の途上において負傷し、疾病に罹り又は死亡した場合の災害補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規程に準ずるものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定に基づき実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理に当たり、乙又は当該薬剤師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定成立の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

市長 中村 欣一郎



乙 志摩市阿児町鶴方1262番地16
一般社団法人 鳥羽志摩薬剤師会

会長 加藤 亮太



協定-72 災害時における支援協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみえ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鳥羽市内で大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、甲において物資の確保を図るため、その調達を行う必要が生じたときは、甲が行う物資の調達業務に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給要請等）

第2条 大規模災害が発生した場合において、甲が物資を必要とするときは、甲は、乙に対して供給要請書（第1号様式）により乙の供給可能な保有商品（以下「供給品」という。）について搬送先を定めて要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により要請し、後日速やかに供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、供給品を優先して供給するとともに、搬出に関し積極的に協力するものとする。この場合において、乙は供給品を出荷したときは、速やかに甲に対し供給確認書（第2号様式）を提出するものとする。

（供給品の範囲）

第4条 甲が乙に要請する供給品等は、乙が保有または調達可能な供給品とする。

（運搬及び引渡し等）

第5条 乙が出荷する供給品の搬送は、乙が行うものとする。乙が搬送できないときについては、甲及び甲の指定する者が行うものとし、搬送先において、甲の責任者が数量等を確認の上、これを引き取るものとする。また、必要に応じて、甲は乙に対して、甲が所有している物資の搬送協力を求めることができるものとする。

（物資の供給に係る経費の負担）

第6条 乙の供給品の対価及び乙が運搬に従事した場合に要した経費は、甲が負担するものとし、甲は、速やかにこれを支払うものとする。

（供給品の価格等の決定）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき供給品の価格等は、乙が提出する供給確認書その他甲が指定する書類等に基づき、甲、乙協議の上、大規模災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（災害補償）

第8条 第5条の規定により搬送に従事した者が当該業務により、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

2 乙は前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(損害賠償等)

第9条 第5条の規定により乙が運搬に協力した場合において、乙が運搬に使用した車両等の機材に損害が生じたときは、当該損害が運搬従事者以外の者の行為であつて、当該運搬従事者以外の者から損害賠償を受けることができる場合又は運搬従事者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲は、その賠償の責めを負うものとする。

2 運搬による供給品に損害が生じたときは、乙が同等品を甲に補填するものとする。
(広域的な支援体制整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(報告)

第11条 この協定の確実な実行のために、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(変更及び廃止)

第12条 乙は、名称等を変更し又は閉店等、災害活動場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

(1)甲：鳥羽市総務課副参事（防災危機管理担当）

(2)乙：生活協同組合コープみえ 伊勢センター長

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎
乙 三重県津市羽所町379番地
生活協同組合コープみえ
理事長 鈴木 稔彦

年 月 日

生活協同組合コープみえ
様

鳥羽市長

供 給 要 請 書

年 月 日付け「災害時における物資の調達及び供給に関する協定書」第2条により、次のとおり物資の供給を要請します。

供給品（商品）名	数 量	搬 送 先	備 考

第2号様式（第3条関係）

供 給 確 認 書

年 月 日付け 第 号の供給要請書により、次の物資を出荷したことを確認します。

年 月 日

供給者の所在地

供 給 者 名 称

代 表 者

供給品（商品）名	数 量	搬 送 先	備 考

上記のとおり供給を受けたことを確認します。

鳥羽市 確認者氏名

協定-73 地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定書

高羽市（以下「甲」という。）と（一社）三重県建設業協会志摩支部（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の被災状況等の調査及び災害応急工事の施工に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、漁港等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲、乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては甲の管理する道路以外の主要道路についても2者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保のための状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路等の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは、2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルート確保等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に別紙要請書により協力を要請する。但し、緊急時の支援要請は、文書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワークを確立するものとする。

2 甲、乙は、前項の体制に変更が生じた場合、速やかに緊急連絡応援体制ネットワークを作成し、これを甲が取りまとめ、協定者間のネットワークの確立を図るものとする。

（調査及び災害応急工事の実施）

第5条 乙は、甲の指示に従い調査及び災害応急工事を実施するものとする。

但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により被災

状況等の調査及び災害応急工事を実施するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された調査及び災害応急工事については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事及び前項で乙が実施する災害応急工事の内容については、次のとおりとする。

- ・ 公共施設及び緊急輸送ルート状況の調査
- ・ 崩土、倒木等の交通障害物の除去
- ・ 増破防止措置
- ・ 仮復旧及び仮設工事
- ・ 構造物等の安定計算及び設計
- ・ 避難所及び収容施設の応急補修
- ・ 応急建築資材の収集
- ・ その他必要な措置

(応急建築資材の収集等)

第6条 乙は、災害時に甲が実施する災害対策に必要な資機材使用の要請があった場合は、可能な範囲で提供するものとする。また、甲は乙の保有備蓄資機材に関して調査、把握することができるものとする。

(費用の精算)

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、第5条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により精算を行う。

(従事者の災害補償)

第8条 第5条の規定において、乙の業務従事者が、その責に帰することができない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の例により、甲が補償するものとする。

2 乙は、前項の事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と、乙は協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 4年 4月22日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
甲 鳥羽市長 中村 欣一郎



三重県志摩市阿児町鵜方3116番21
乙 (一社) 三重県建設業協会志摩支部
支部長 橋爪 吉生



別紙

要 請 書

年 月 日

一般社団法人三重県建設業協会
志摩支部長 様

鳥羽市長

地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定第3条により
要請します。

1. 場 所 鳥羽市 地内

2. 状 況

3. 要請内容

受 諾 書

鳥羽市長 様

上記の要請について同意し、地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する
協定第5条により作業を実施します。

年 月 日

会社名： _____
代表者： _____
連絡先： _____

協定-74 災害時や感染症まん延時における応急生活物資の供給等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時または感染症がまん延した場合における必要な応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内（以下「市内」という。）で、地震、風水害その他の災害が発生または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）や感染症がまん延またはまん延するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）市内に災害が発生または発生するおそれがあるとき。
- （2）市内に感染症がまん延またはまん延するおそれがあるとき。
- （3）市内域外の災害・感染症まん延について、関係自治体等から、物資の調達・斡旋を要請されたとき、または救助・応援の必要があるとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の手続）

第4条 物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の調達要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の調達要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び、物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 9 月 28 日

甲

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号

中北薬品株式会社

代表取締役社長 中北 馨介



応急生活物資

品目
紙おむつ
生理用品
ティッシュ
濡れティッシュ
トイレットペーパー
粉ミルク
液体ミルク
ほ乳びん
離乳食
マスク
体温計（腋下型、非接触型）
消毒薬
医薬品

年 月 日

物資の調達要請書

中北薬品株式会社 御中

鳥羽市長

1. 物資搬入日時

年 月 日 時 分に納品

2. 物資の搬入先

場所 名称

3. 災害の状況（災害による道路等損壊状況等）

4. 物資の種類

品目	数量

5. 現場責任者等

【鳥羽市の現場責任者】

所属 氏名

電話

【鳥羽市の連絡担当者】

所属 氏名

電話

6. その他必要な事項

協定-75(1) 災害時の歯科口腔医療救護活動に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人 鳥羽志摩歯科医師会（以下「乙」という。）とは、市内で大規模な災害が発生した場合の歯科口腔医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が行う災害時における医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害時歯科口腔医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、歯科口腔医療救護班（以下「医療救護班」という。）による医療救護活動を実施するため、災害時歯科口腔医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を甲が指定する救護所、避難所（以下、「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するときは、次の事項を示した文書又は口頭等により行うものとする。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動に要する人数及び必要となる医薬品、資器材等
- (4) その他必要事項

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は班員の所有する車両等により、救護所等へ直行するものとする。ただし、災害の状況等により前段が困難であるときは、甲の調達する車両等を活用して救護所等へ行くものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科口腔傷病者に対する応急処置
- (2) 歯科口腔傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び転送順位の決定
- (3) 検視・検案への協力
- (4) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の医療救護計画に基づき乙が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙の指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。ただし、乙から要請があった場合は甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における応急的な医療救護活動は、原則として無償で行うものとする。

2 収容医療機関における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する費用弁償
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償
- (3) 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償
- (4) 医療救護班が公共交通機関等を利用した場合の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班員が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所等との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規程に準ずるものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定に基づき実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理に当たり、乙又は従事班員に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(細則)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定める。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という）は、協定成立の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定期間の満了する1月前までに、甲又は乙から協定を更新しない旨の意思表示がない場合は、協定期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 11月 1日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 三重県志摩市阿児町鵜方3136番地21
一般社団法人 鳥羽志摩歯科医師会
会 長 山 本 修

協定-75(2) 災害時の歯科口腔医療救護活動に関する協定書実施細目

鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥羽志摩歯科医師会（以下「乙」という。）とは、令和4年11月1日付けをもって締結した「災害時の歯科口腔医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関する協定書」（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（派遣を要する災害の程度）

第1条 協定書第3条第1項に規定する「医療救護活動を実施する必要が生じた場合」とは、集団的に多数の傷病者が発生している場合とする。

（派遣要請）

第2条 協定書第3条第1項に規定する派遣要請は、鳥羽市長から一般社団法人鳥羽志摩歯科医師会長に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断されるときは、次条で定める甲の指定する連絡調整責任者から乙の指定する連絡調整責任者に直接派遣要請をすることができるものとする。

（連絡調整責任者）

第3条 協定書第7条に規定する連絡調整を行うにあたり、甲及び乙の指定する者は、次のとおりとする。

甲の指定する者 鳥羽市健康福祉課長

乙の指定する者 鳥羽志摩歯科医師会会長

（緊急連絡網の整備）

第4条 甲及び乙は、協定書第3条に規定する医療救護活動の要請及び実施を迅速、かつ、円滑に行うため緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

（連絡調整事項）

第5条 協定書第7条に規定する連絡調整事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 歯科口腔医療救護班（以下「医療救護班」という。）の編成に関すること

(2) 医療救護班の移動に関すること

(3) 医薬品及び医療材料に関すること

(4) その他医療救護活動に関すること

（医療救護班の編成）

第6条 医療救護班の編成は、1班あたり歯科医師1人程度、歯科衛生士1人程度、医療従事者その他補助要員1人程度により構成する。

2 班長は歯科医師が行う。

（医療救護活動の実施場所）

第7条 医療救護班は、甲が指定する救護所等において、協定書第5条に規定する業務にあたるものとする。

（医療救護活動従事者の費用弁償）

第8条 協定書第10条第1号に規定する医療救護活動に従事する者に対する費用弁償の額は、鳥羽市休日・夜間応急診療所の従事者に支給する報償金の額を準用する。

(費用弁償等の請求)

第9条 協定書第10条に規定する費用弁償等の請求の手続きは、次の各号の定めるところによる。

(1) 第1号の場合

医療救護班派遣費用弁償請求書(様式第1号)に、各医療救護班ごとの医療救護活動報告書(様式第1-1号)を添付して請求する。

(2) 第2号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、医薬品、医療材料等使用報告書(様式第2-1号)を添付して請求する。

(3) 第3号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、物品等損害報告書(様式第2-2号)を添えて請求する。

(4) 第4号の場合

交通機関等利用実費弁償請求書(様式第3号)により請求する。

2 乙は、医療救護活動を実施したときは、活動終了後、速やかに前項に規定する書類を取りまとめ、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から請求を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(事故報告)

第10条 協定書第11条の規定に該当する事故が発生した場合は、乙は、速やかに事故報告書(様式第4号)に、事故傷病(死亡)者概要(様式第5号)を添えて甲に提出するものとする。

(通信施設の整備)

第11条 甲は、乙との連絡体制を迅速、かつ、円滑に実施するため、救護所にデジタル簡易無線機等の通信機器を配備するよう努めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 11月 1日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 三重県志摩市阿児町鵜方3136番地21
一般社団法人 鳥羽志摩歯科医師会
会 長 山 本 修

医療救護班派遣費用弁償請求書

年 月 日

鳥羽市長

様

所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____ ⑩

災害時の医療救護活動に関する班の派遣に要した費用について、以下のとおり請求
します。

金 円 也

〔請求内訳〕

実 施 日			
実 施 場 所			
派遣班名及び人員	班 人		
派 遣 内 訳	職 種	派 遣 人 員	派 遣 人 件 費
	歯科医師	人	円
		人	円
		人	円
	計	人	円

※ 医療救護活動報告書を添付してください。

医 療 救 護 活 動 報 告 書

災害発生日		年 月 日	覚知時刻	年 月 日	午前・午後 時 分	覚知方法	
災害発生場所							
医療救護班員内訳	班 名						
	歯科医師名						
	その他 要員名						
活動内容等	活動時間	月 日 時 分～ 月 日 時 分				出勤方法	
	活動場所						
	(具体的な活動内容及び特記事項)						

※ 医療救護班ごとに記入してください。

医療救護活動実費弁償請求書

年 月 日

鳥羽市長

様

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ ⑩

医療救護活動において使用した医薬品、医療材料等及び損傷した医療材料等の費用について、下記のとおり請求します。

金 円也

〔請求内訳〕

実 施 日	年 月 日	
実 施 場 所		
使用医薬品、医療材料等	品目	円
損傷医療材料等	件	円

- ① 使用医薬品、医療材料等については、使用報告書を添付してください。
- ② 損傷医療材料等については、物品損傷報告書を添付してください。

物 品 等 損 害 報 告 書

班 名 _____ 班

物 品 等 名	損 害 の 程 度	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考

年 月 日現在 合計金額 _____ 円

※留意事項

- 1 損害の程度欄は、使用不能等具体的に記入してください。
- 2 備考欄は、損害等の原因その他参考事項を記入してください。

交通機関等利用実費弁償請求書

災害医療救護活動のため医療救護班が救護所に直行するにあたり、利用した交通機関等に要した費用明細を以下のとおり提出します。

医療救護活動 実施日		年 月 日				
医療救護活動 実施場所						
利 用 形 態 別 経 費 内 訳	交通機関	利用者 数	利用区間	積算基礎	金額（円）	備考
	タクシー					
	私用車等					
	公共交通 機関					

※ 留意事項

- ・公共交通機関の備考欄は、JR、近鉄、バス等の種別を記入してください。
- ・私用車等の利用にあたっては、燃料費に換算して積算してください。
換算額の算定にあたっては、1 kmあたり30円としてください。

事 故 報 告 書

年 月 日

鳥羽市長

様

所 在 地 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____ ⑩

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動において、別紙のとおり事故（ 傷病 ・ 死亡 ）者が発生したので報告します。

事故傷病（死亡）者概要

氏 名				性別	男・女	年齢	歳
住所							
職業		勤務先			所属医療 救護班名		
傷病名				程度	重傷 中等症 軽症		
外来・入院 (月 日)		診療（入院）医療機関 名					
傷病の 場合	受傷（発病）日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分					
	受傷（発病）場所						
死亡の 場合	死亡日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分					
	死亡場所						
	死亡原因						
受傷（発病）・死亡時の状況							

協定-76 災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）とドローンスクール&アグリワークス（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機による情報収集等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、無人航空機を利用して被災状況等の情報を収集することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 災害時等において、甲は乙に対し、次の業務について協力を要請することができる。

- （1）無人航空機による被災状況等の画像・動画撮影およびデータ提供。
- （2）無人航空機の利活用に関する情報提供。
- （3）甲が実施する防災訓練等への参加。
- （4）その他、必要と認められる事項。

2 協力の要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 業務の実施場所及び期間等は、協力要請書（別記様式第1号）によるものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があり、業務従事者の生命や身体の安全が確保できる場合及び無人航空機が安全に飛行できると判断される場合は要請に応じるものとし、速やかに業務を実施する。

2 乙は、甲からの協力要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には業務を中断又は中止することができる。なお、業務を中断又は中止した場合は、電話等により速やかに甲へ通知するものとする。

3 乙は、業務の実施に当たっては、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとし、無人航空機が業務の実施中に破損、紛失し、又は第三者に損害を生じさせた場合は、乙が加入する保険により対応するものとする。

4 業務の実施に際しては、関係法令を遵守するものとする。

（費用の請求）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した業務の費用は、原則として甲が負担し、乙は業務完了後に甲に費用を請求できるものとする。

2 前項に規定する費用については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 第3条第1項第2号に基づく情報提供及び同条同項第3号に基づく訓練への協

力については、原則、無償とする。ただし、実費で必要となる費用については、事前に甲、乙協議の上、決定するものとする。

(権利の帰属)

第6条 業務の実施によって得られた画像及び動画の所有権及び著作権は、原則として甲に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙並びに業務に参加した乙の構成員は、業務上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らしてはならない。乙の構成員で無くなった後も、また同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月6日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎

乙 三重県伊勢市御園町高向588-1
ドローンスクール&アグリワークス
校長 片岡 裕志

(様式第1号)

第 号
年 月 日

ドローンスクール & アグリワーク
ス

校長 様

鳥羽市長

協 力 要 請 書

災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力を要請する理由

2 要請期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 業務実施場所

4 添付書類

〈無人航空機飛行計画書等〉

5 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

eMail アドレス

協定・77 三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）とは、甲が鳥羽市役所及び鳥羽市消防本部に設置する三重県防災行政連絡所（以下「連絡所」という。）の管理及び運用について、次のとおり協定を締結する。

（連絡所の設置）

第1条 災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡を図るため、甲は、三重県防災行政連絡所設置要綱（以下「設置要綱」という。）により、乙の協力のもと乙の庁舎施設に無線局を設置し連絡所とする。

（連絡所の職員）

第2条 連絡所の職員は、設置要綱第4条の規定による者をもってあてる。

2 連絡所の職員に対する給与、その他の給付はすべて乙の負担とする。

3 連絡所の職員の服務については、乙の関係規程を適用する。

4 連絡所には、電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項の資格を有する無線従事者を置くものとする。

5 乙は、無線従事者の養成のため、連絡所の職員の無線従事者の養成研修への参加に努めるものとする。

（無線局の運用等）

第3条 甲及び乙は、無線局を利用し、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関する情報を共有するものとする。

2 乙は無線局を利用するにあたっては、電波法及び三重県防災行政無線通信の取扱い等に関する訓令（平成6年10月11日三重県訓令第6号）の定めるところにより運用するものとする。

3 甲及び乙は、災害が発生した場合においては、通信の確保に万全の措置をとらなければならない。

4 甲及び乙は、不慮の障害、事故等による無線局の障害について、乙又は甲の責任を問わないものとする。

5 甲及び乙は、無線設備に異常を認めたときは、直ちに相互に連絡するものとする。

6 甲は、無線設備に障害が発生したときは、直ちに復旧に努めるとともに、障害の状況、復旧見込等を速やかに乙に連絡するものとする。

7 甲又は乙は、無線設備の変更や設置場所を変更する場合には、その理由を提示し甲乙協議の上、変更するものとする。

8 甲又は乙は、組織変更等により電話番号等を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(無線設備の維持管理費)

第4条 連絡所の無線設備に関する経費の負担については別表のとおりとする。

(連絡所の廃止)

第5条 無線局を廃止するときは、当該連絡所も廃止するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定書締結の日より令和6年3月31日までとする。

但し、期間満了日から1ヶ月前までに甲又は乙から格段の意思表示がないときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間有効に存続するものとし、以後もまた同様とする。

(旧協定書の廃止)

第7条 本協定書締結以前に甲及び乙により締結した「三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定書」は廃止するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた時は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方1通を保有する。

令和 5年 3月 24 日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県

三重県知事 一見 勝之

乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎

三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定書

別表(第4条)

項目	費用負担者
点検、 故障修理、 電気料金、 消耗品、 県防災無線用発電機燃料等 の維持管理費用	三重県防災行政無線運営協議会 分担金基準による
無線設備の更新	甲乙で折半
無線設備の移設	原因者負担
無線設備の廃止	原因者負担

協定-78 災害時における助産師による支援活動に関する協定書

鳥羽市（以下甲という。）と一般社団法人三重県助産師会（以下「乙」という。）は、市内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時（以下「災害時」という。）における助産師による支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鳥羽市地域防災計画に基づき、災害時における助産師による支援活動に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助産師の派遣要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めた場合には、乙に対し助産師の派遣及び支援活動に必要な機材等について協力要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合には、乙ならびに乙に加盟している助産師の業務に支障のない範囲内において、助産師を派遣するものとする。

（派遣要請手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定による助産師の派遣要請を行う場合には、次に掲げる事項を記載した助産師派遣要請書（第1号様式）により、乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは電話等により要請することができるものとし、事後速やかに助産師派遣要請書を提出するものとする。

- （1）派遣要請の理由
- （2）派遣希望人数
- （3）派遣希望日時及び期間
- （4）派遣先
- （5）その他必要事項

（助産師に対する指揮）

第4条 助産師による支援活動の調整を図るため、甲の要請により乙が派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（助産師による支援活動）

第5条 乙が派遣する助産師は、甲が設置する避難場所、避難所、又はその他甲が指示する場所において支援活動を行うものとする。

2 助産師が行う支援活動は、妊産婦を始めとする女性に対するケア、乳幼児に対するケアなどとする。

(損害賠償)

第6条 第2条の規定により支援活動に従事した助産師が、妊産婦等に損害を与えた場合の損害賠償等は次のとおりとする。

- (1) 助産師の責に帰する理由によるときは、その助産師が賠償の責を負うものとし、助産師の責に帰する理由以外によるときは、法令等の規定に基づき、甲がその賠償の責を負うものとする。
- (2) 前項の賠償において紛議が生じた場合は、甲乙並びに当該損害に関わる助産師が互いに誠意をもって対応するものとする。

(災害補償)

第7条 第5条の規定に基づき従事した助産師が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、「鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鳥羽市条例第16号）」の規定を準用するものとする。

(災害救助法との関係)

第8条 災害救助法（平成22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(報酬及び費用弁償)

- 第9条 本協定における助産師による支援活動は無報酬とする。ただし、第5条の規定による支援活動を行うにあたり必要な経費については、甲はその実費を乙の求めにより支払うことができるものとする。
- 2 支援活動において使用した医薬品等の費用は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 乙は災害発生による混乱が沈静化した後、甲に対し請求書により当該費用の請求をするものとし、甲は乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成29年11月30日から適用する。

- 2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成29年11月30日から平成30年

3月31日までとする。

- 3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月30日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 鈴鹿市高塚町字神垣 1066 番地の 31

(社) 三重県助産師会

会長 鈴木 照美



協定-79 災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽旅館事業協同組合（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対して乙の組合員が所有する旅館・ホテル等（以下「宿泊施設」という。）の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規定する災害をいう。

2 避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家等に被害を受けた場合に当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいい、市内の避難者のみを取容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を取容するものをいう。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において乙の組合員が所有する宿泊施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- （1） 乙の組合員が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- （2） 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- （3） 避難者の名簿管理
- （4） 連絡や情報、物資管理の窓口となる施設連絡責任者の設置
- （5） その他必要とする事項

（要請への対応）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（避難所等の開設、運営）

第6条 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙が前条により宿泊施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、当該宿泊施設の職員等が行うものとする。

（移送）

第7条 この協定に基づき、宿泊施設を利用する避難者の宿泊施設までの移動は、原則避難者各自で行うこととする。ただし、乙は可能な範囲で移送に協力するものとする。

（収容期間）

第8条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

（避難所等解消への努力）

第9条 甲は、宿泊施設が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として宿泊施設を利用した場合の利用料は当該災害時に設定された災害救助法の特別基準の金額に基づき、甲乙が協議して決定するものとする。

2 長期にわたる宿泊により、特別な清掃及び修繕等が必要となった場合には、別途協議の上、甲に対し必要な経費を請求することができるものとする。

（取消料等損害賠償）

第11条 乙または乙の組合員は、第3条の利用要請後に、その変更または取消しが発生した場合であっても、甲に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

（避難時の事故等にかかる責任）

第12条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙または乙の組合員の責めに期すべき事由による事故等については、乙または乙の組合員が責任を負うものとする。

（利用の終了）

第13条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

（請求及び支払）

第14条 乙または乙の組合員は、第10条の規定による経費を、利用者名簿を添付し、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙または乙の組合員からの請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙または乙の組合員の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（連絡体制の確立）

第15条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（避難所の機能向上への努力）

第16条 乙の組合員は、避難所等としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

（訓練等協力要請）

第17条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

（有効期間）

第18条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月12日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎



乙 三重県鳥羽市堅神町1020-1
鳥羽旅館事業協同組合
理事長

迫間優子



(第1号様式)

連絡責任者報告書

【鳥羽市】

担 当 課	
担 当 者	
住 所	
電話番号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

【鳥羽旅館組合】

担 当 係				
担 当 者				
住 所				
電話番号				
F A X 番 号				
E-mail アドレス				
時 間 外 連 絡 先	第1連絡者 理事長	施設名	職氏名	連絡先
	第2連絡者 副理事長	施設名	職氏名	連絡先
	第3連絡者 専 務	施設名	職氏名	連絡先

(第2号様式)

鳥 総 第 号
年 月 日

鳥羽旅館事業協同組合 理事長 様

鳥羽市長

宿泊施設提供要請書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第3条第1項に基づき、宿泊施設等の提供について、次のとおり協力を要請します。

業務の内容	☐ 宿泊施設の提供 ☐ 入浴施設の提供 ☐ 食事の提供 ☐ 避難者の名簿管理 ☐ 連絡や情報、物資管理の窓口となる施設連絡責任者の設置 ☐ その他（ ）
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
人 数	
備 考	

要請担当者 所属
職・氏名
連絡先

(第3号様式)

年 月 日

鳥羽市長 様

鳥羽旅館事業協同組合
理事長

宿泊施設対応結果報告書

要請のあった宿泊施設等の提供について、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第4条に基づき、次のとおり報告します。

組合員 (施設名)	担当者氏名 (連絡先)	受入可能 人数・部屋数	受入可能期間	移送	備考
	TEL	人 部屋	年 月 日～ 年 月 日		
	TEL	人 部屋	年 月 日～ 年 月 日		
	TEL	人 部屋	年 月 日～ 年 月 日		
	TEL	人 部屋	年 月 日～ 年 月 日		
	TEL	人 部屋	年 月 日～ 年 月 日		
	TEL	人 部屋	年 月 日～ 年 月 日		

注：「移送」欄には、利用者を被災地から移送することが可能な場合に「○」を記載する。

報告担当者 所属

職・氏名

連絡先

協定-80 災害時等における物資の確保及び供給に関する協定書

鳥羽市(以下「甲」という。)と株式会社 NeoN(以下「乙」という。)は、災害時等における応急物資(以下「物資」という。)の確保及び供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、鳥羽市内に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はその恐れがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲の要請に応じ、乙が物資の確保及び供給を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を確保する必要があるときは、乙に対し文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に対する協力)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、要請事項について速やかに適切な措置を取るものとする。

2 供給する物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲乙が協議し、乙が対応可能な範囲内で、甲に対し、必要な物資の供給に協力するものとする。

(納品・引取)

第4条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。ただし、交通網の寸断等により、甲が指定する場所までの運搬が困難な場合は、甲乙協議して、中継地点等を決定するものとする。

2 甲は、乙より物資の供給があったときは、乙の提出する納品書等により確認の上、物資を引き取るものとする。

(経費の負担)

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費(以下「物資の代金等」という。)は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき物資の代金等の額は、災害発生時等直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求及び支払い)

第6条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(有効期間・更新)

第8条 本協定は、締結の日から適用し、甲乙のいずれかから協定解消の申し出がない限り、同内容でもって継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本契約2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年1月18日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎
山梨県山梨市下井尻14番地
乙 株式会社 NeoN
代表取締役 五味さつき



別表1(第3条関係)

1. 品目

品 目	詳 細
避難所用物資	LED ライト、ソーラーパネル、ポータブル蓄電池、他

協定-81 災害時における医療材料等の供給に関する協定書

鳥羽市(以下「甲」という。)と株式会社スズケン(以下「乙」という。)は、災害時において乙が医療材料等の供給体制を維持することで甲の医療救護活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の地域及び近隣地域において地震・風水害・その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合、甲が実施する医療救護活動を乙が支援するために必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における医療材料等の確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書(別紙様式)により乙に要請するものとする。ただし、緊急時には電話またはその他の方法をもって乙に要請することができる。

- (1)災害等の状況および支援を要請する理由
- (2)支援を必要とする医療材料等の種類および数量
- (3)その他必要な事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、要請事項について速やかに適切な措置を取るものとする。

- 2 供給する医療材料等は、乙が災害等の発生時に在庫している医療材料等もしくは調達供給可能な医療材料等とする。
- 3 乙は平時より災害等に備えて供給体制を整えておくこととする。

(価格)

第4条 甲が乙に納品する医療材料等の価格は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(納品・引取)

第5条 医療材料等の供給のための輸送は、関係法規に則り、原則乙の責任において甲へ搬入し、また、麻薬等の規制医薬品の供給を行う場合は、譲受証および譲渡証の相互交付を行うことで供給することとする。

- 2 甲は、乙より医療材料等の供給があったときは、直ちに品名・規格・容量を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、行政機関等が災害対策本部を設置し、当該対策本部へ医療材料等を一括納入するよう指示があった場合は、甲および乙はこれに従うものとする。

(免責)

第6条 乙の責めに帰することができない事由により本協定の履行が妨げられた場合、乙は本協定の義務を免除されるものとする。ただし、乙は当該事由においても本協定の履行に最善を尽くすものとする。

(有効期間・更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日より翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも契約の変更または解約の申入れのない場合は、本協定はさらに1年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本契約2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年1月18日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 伊勢市小木町474番地1

株式会社スズケン

支店長

長屋元晴



協定-82 緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書

鳥羽市（以下「甲」という）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という）と小西食品株式会社（以下「丙」という）は、第3条に定める乙の管理する緊急時解放備蓄型自販機（以下「本自販機」という）の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（甲の権利）

第1条 甲は、本自販機設置場所において災害が発生し、本自販機の所在する鳥羽市において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下のように本自販機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で利用できるものとする。ただし使用後には乙及び丙に連絡をする。

	災害の規模	庫内商品使用の条件
1	震度5強以上の地震。	無条件で庫内商品を使用できる
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発表された場合。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時ただし事後相談が必要。	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
4	本社や地域本部等に開設される「災害対策本部またはそれに類するもの」との通信手段の途絶等の理由により本部被災現地間での指示命令が出来ない場合は、被災現地施設の責任者の判断をもって災害対策本部と看做す事が出来るものとする。	

（承諾事項）

第2条 丙は、前条の場合、甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品が無償で使用することを承諾する。

2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって本自販機の鍵を管理する。

（対象自販機）

第3条 甲乙及び丙は、本覚書で対象となる本自販機を以下の通りとする。

- ・所在地：三重県鳥羽市大明東町4-8
- ・設置場所：鳥羽市民体育館サブアリーナ
- ・機種：NS-19WP3130FB-HP
- ・機番：2001545005

（庫内商品）

第4条 第2条1項に基づき丙が無償で提供した庫内商品について、丙は提供した本数を速やかに乙に書面にて報告する。乙は丙の報告に基づき、提供本数分を丙に対し補てんするものとする。補てん方法の詳細は乙丙が別途協議のうえで決定する。

（有効期限）

第5条 本覚書は、本自販機が撤去された場合は当該撤去日をもって終了する。

（協議事項）

第6条 本覚書に定めのない事項または本覚書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙丙誠意をもって協議し解決する

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市

鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20

H F桜通ビルディング3F

大塚ウェルネスビルディング株式会社 東海支店

支店長 近藤 高弘



丙 三重県多気郡大台町大字上楠335番地1

小西食品株式会社

代表取締役 小西 篤史



協定-83(1) 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と相差旅館組合（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対して乙の組合員が所有する旅館・ホテル等（以下「宿泊施設」という。）の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家等に被害を受けた場合に当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいい、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものをいう。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において宿泊施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) 避難者の名簿管理
- (4) 連絡や情報、物資管理の窓口となる施設連絡責任者の設置
- (5) その他必要とする事項

（要請への対応）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（避難所等の開設、運営）

第6条 甲は、乙が前条により宿泊施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

2 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待た

ず、避難所等を開設することができる。その場合、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

3 避難所等の運営については、当該宿泊施設の職員等が行うものとする。

(移送)

第7条 この協定に基づき、宿泊施設を利用する避難者の宿泊施設までの移動は、原則避難者各自で行うこととする。ただし、乙は可能な範囲で移送に協力するものとする。

(収容期間)

第8条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第9条 甲は、宿泊施設が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として宿泊施設を利用した場合の利用料は当該災害時に設定された災害救助法の特別基準の金額に基づき、甲乙が協議して決定するものとする。

2 長期にわたる宿泊により、特別な清掃及び修繕等が必要となった場合には、別途協議の上、甲に対し必要な経費を請求することができるものとする。

(取消料等損害賠償)

第11条 乙または乙の組合員は、第3条の利用要請後に、その変更または取消しが発生した場合であっても、甲に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第12条 宿泊施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙または乙の組合員の責めに期すべき事由による事故等については、乙または乙の組合員が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第13条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(請求及び支払)

第14条 乙または乙の組合員は、第10条の規定による経費を、利用者名簿を添付し、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙または乙の組合員からの請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙または乙の組合員の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(連絡体制の確立)

第15条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第16条 乙の組合員は、避難所等としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第17条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 1月 17日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎

乙 三重県鳥羽市相差町1238
相差旅館組合
組合長

野村潤

協定-83(2) 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と相差民宿組合（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対して乙の組合員が所有する施設等（以下「宿泊施設」という。）の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家等に被害を受けた場合に当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいい、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものをいう。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において宿泊施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- （1） 宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- （2） 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- （3） 避難者の名簿管理
- （4） 連絡や情報、物資管理の窓口となる施設連絡責任者の設置
- （5） その他必要とする事項

（要請への対応）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（避難所等の開設、運営）

第6条 甲は、乙が前条により宿泊施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

2 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待た

ず、避難所等を開設することができる。その場合、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

3 避難所等の運営については、当該宿泊施設の職員等が行うものとする。

(移送)

第7条 この協定に基づき、宿泊施設を利用する避難者の宿泊施設までの移動は、原則避難者各自で行うこととする。ただし、乙は可能な範囲で移送に協力するものとする。

(収容期間)

第8条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第9条 甲は、宿泊施設が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として宿泊施設を利用した場合の利用料は当該災害時に設定された災害救助法の特別基準の金額に基づき、甲乙が協議して決定するものとする。

2 長期にわたる宿泊により、特別な清掃及び修繕等が必要となった場合には、別途協議の上、甲に対し必要な経費を請求することができるものとする。

(取消料等損害賠償)

第11条 乙または乙の組合員は、第3条の利用要請後に、その変更または取消しが発生した場合であっても、甲に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第12条 宿泊施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙または乙の組合員の責めに期すべき事由による事故等については、乙または乙の組合員が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第13条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(請求及び支払)

第14条 乙または乙の組合員は、第10条の規定による経費を、利用者名簿を添付し、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙または乙の組合員からの請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙または乙の組合員の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(連絡体制の確立)

第15条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第16条 乙の組合員は、避難所等としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第17条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

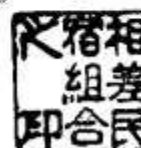
令和 7 年 1 月 1 7 日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

中村欣一郎

乙 三重県鳥羽市相差町1238
相差民宿組合
組合長

大素古世



協定-84 鳥羽市の地域と学校の連携による安全の推進に関する協定

特定非営利活動法人 SEEDS Asia（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、地域の持続性を高めると共に市民の防災・安全の推進に資することを目的として実施する「地域への愛着を基盤とした地域と学校の連携による学校安全事業」（以下「事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業の概要）

第1条 甲と乙は、次の事業を実施する。

（1）事業名

地域への愛着を基盤とした地域と学校の連携による学校安全事業
（一般財団法人日本民間公益活動連携機構「JANPIA」助成による）

（2）事業内容

平常時

- 1) 地域への愛着形成を基盤とした地域×学校による安全教育の市内の共有・発信
- 2) 平時からの対策（リスクマネジメント）と有事の危機管理（クライシス・マネジメント）の充実に向けた研修と計画策定
- 3) 地域と学校の連携によるリスクの可視化・発信

緊急時（災害救助法が適用される事態）

- 1) 安否確認・教育継続支援のツール支援（Wi-Fi/タブレット端末/文房具）
 - 2) 学校における避難所運営補助
 - 3) 相談コーナーの設置（ケースマネジメント）
- ※緊急時については、被災児童・生徒の避難生活における心身の健康、早期の教育再開に向けた活動を軸とし、要請・状況に応じて内容変更の可能性あり

（3）事業期間 協定締結の日から令和9（西暦2027）年2月28日まで

（役割分担及び責任分担等）

第2条 甲と乙は、それぞれ別紙に掲げる役割を分担し、その役割の範囲内において、それぞれの責任で事業を行うものとする。

（経費負担）

第3条 甲は、それぞれ別紙に掲げる役割に係る甲が実施する範囲内において、経費を負担するものとする。

(成果の帰属)

第4条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、甲と乙の双方に帰属し、事業完了後もそれぞれの活動に利用することができるものとする。

(情報の共有)

第5条 甲と乙は、事業の円滑な進行を図るため、適宜、連絡調整会議を開催し、事業に関する情報を共有するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲と乙は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施により知り得た個人情報を厳重に取り扱うとともに、これを事業の実施以外の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。事業を終了した後も同様とする。

(公開の原則)

第7条 事業に関する事項は、透明性を確保するため、この協定を含めて公開を原則とする。

(協定の解除)

第8条 甲と乙は、甲又は乙がこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達成することができないと認められるときは、協定を解除することができるものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から事業終了日までとする。

(疑義事項の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は、速やかに誠意をもって協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年3月26日

(甲) 特定非営利活動法人 SEEDS Asia (乙) 三重県鳥羽市
理事長 市長

ショウ ランズ  中村欣一郎 

協定-85 防災・防犯自動販売機に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）とダイードリンク株式会社（以下「乙」という。）は双方の協力にて、自動販売機を通じた防災・防犯対策を強化し、地域住民の安全と安心を確保するために以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は災害時等の飲料供給や防犯を目的とし、甲の指定する場所に自動販売機を設置する。

（防災・防犯自動販売機の定義）

第2条 本協定に定める「防災・防犯自動販売機」とは、非常時に自動販売機の庫内在庫を甲の判断により排出出来る機能を備えたもの、又は自動販売機に付帯する防犯カメラによる録画機能を備えたものとする。

（運用方法）

第3条 災害等の非常時に甲の判断にて供給した乙の飲料商品は、乙の寄附となり甲の費用負担は発生しないものとする。

2 乙は甲に対し自動販売機設置毎に開錠用鍵を預け、甲は第1条の目的に準じ運用、保管するものとする。

3 鍵の受け渡しに関しては、都度大要別紙に定める覚書を取り交わし、双方にて保管するものとする。

4 鍵の使用に関しては広報等にて周知の事実確認がなされる場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。

5 防犯カメラの設置箇所及びカメラの画角方向は、乙と協議の上甲が決定し、乙は撮影データについて取り扱わない。甲は、当該撮影データの利用目的を特定し、当該目的以外には一切使用しないものとする。

（設置契約）

第4条 防災・防犯自動販売機の購入費用及び設置費用は、乙の負担にて行うものとする。

2 設置に関する契約書は、設置しようとする場所の所有者、管理者、事業者によって変更し、都度甲乙協議の上、様式の決定を行うものとする。

- 3 乙は、販売見込み違い、その他の事情にて採算が伴わないとき（設置後3ヶ月間の売上にて採算を検討する。）、または自動販売機をたびたび破損させられたときは、協議の上、当該自動販売機において締結される一切の契約の全部または一部を解除することができる。

（設置の促進）

第5条 甲乙は協力して、当該自動販売機の設置を促進するものとする。

（契約期間）

第6条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙のどちらからも終了の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して解決を図るものとする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 3月 27日

（甲）三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎

（乙）三重県津市あのかつ台2丁目2番11

ダイドードリンコ株式会社

東海営業部長

貝 元太

